

審 議 結 果 速 報

(令和7年6月30日)

陳 情 7 年 地 域 第 4 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 7 年 6 月 定例会

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
7年－4 (R7.4.7)	地 域	裏金問題の徹底解明とパーティー券購入を含む企業・団体献金の禁止を求める陳情	不 採 択 (R7.6.30)

▶陳情事項

- 1 自由民主党（以下「自民党」という。）による裏金問題は、民主主義の根幹にかかわる重大事項であり、鳥取県議会として徹底解明を自民党、衆参両院、政府に求める意見書を提出すること。
- 2 裏金問題の温床となる企業・団体献金は、献金によって政策をゆがめる恐れがあり、鳥取県議会として全面禁止の法整備を衆参両院、政府に求める意見書を提出すること。

▶所管委員長報告（R7. 6. 30 本会議）会議録暫定版

政治資金及び政党や政治資金団体への献金については、法に基づき当該政党や政治資金団体等の責任の下に適切に取り扱われるべきものであり、本県議会として国への意見書提出が必要とは考えられないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

昨年以來、大きな政治問題になっている自民党の「政治とカネ」問題は、わが国の民主主義を破壊する危険を内包している。民主政治の基本は国民の政治に対する信頼が基盤であるのに、それを根底から掘り崩すからである。

政治資金の出入りを厳格にコントロールしないと、政治の暴走は防げない。だからこそ、政治資金規正法を定め「・・・政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにする・・・」（第1条）として、政治資金の透明化を図っているのである。

端的に言って「裏金」は、帳簿などに記載せずに隠し持っている金銭である。自民党議員による裏金も、表に出しにくい支出や仲間内の会食などに費やされていると思われる。自民党が昨年公表した「裏金議員」は衆参計 82 人であった。自民党の裏金都議のうち 10 人は都議選で公認される。自民党には、裏金は「組織的不正行為」という認識はなく、無反省なのである。徹底した調査によって実態を解明し、再発を防止しなければ、国民の信頼回復は果たせない。

自民党議員による裏金づくりの舞台になっているのが、政治資金パーティーである。政治資金規正法では、企業や労働組合、団体などの寄付は政党と政治資金団体に制限される。一方、政治資金パーティーは対価を伴うので寄付ではなく、企業などもパーティー券を購入することができるのである。

パーティー券販売にも金額の制限があるが、企業・団体の支払いをチェックすることができないので、ノルマを超える売り上げの一部を中抜きしたり、政治資金収支報告書に記載しなかったりすることも可能である。しかも、高額（通常 2 万円）な割に対価（飲食物）が乏しく、券を買った人すべては入れない狭い会場しか用意されない場合もある。これらは、パーティー券販売を装った事実上の寄付と言える。

そうであるなら、企業・団体献金を禁止するしかない。

国民が物価高に苦しんでいる一方で、自民党国会議員が裏金づくりにいそしんでいるのは許されない。しかも、これは国会議員だけの問題ではなく、都議会自民党でもほとんど同じ形で行われており、地方へのまん延さえ危惧されている。国民の政治への信頼を回復する政治改革の根幹は、企業・団体献金の禁止である。営利を求める企業が献金するのは、政治に対する影響力を行使するためである。これを許せば、寄付する資金力のある企業・団体の意向に沿う政策にゆがめられる恐れがある。

リクルート事件、ゼネコン汚職などが相次ぎ、政治改革が論議された 1990 年代の原点に立ち返り、企業・団体献金を全面禁止する時だと思料する。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

6/10 常任委員会資料

地域社会振興部（市町村課）

【現 状】

- 1 政治資金パーティーは、政治資金規正法（以下「法」という。）において、「対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の政治活動（中略）に関し支出することとされているもの」と定義されている（法第8条の2）。
- 2 また、「政治資金パーティーの対価の支払は、債務の履行として行われるものであり、原則として政治活動に関する寄附に該当するものではないが、政治資金パーティーの開催にあたっては、特定の企業等からあまりに多額の資金を得ることは問題を生じ易く、その節度ある開催運営を確保することが不可欠であることから、（中略）政治資金パーティーの対価の支払に係る量的制限（個別制限）、支払者への告知事務、匿名等による対価の支払や威迫等による対価の支払あっせんの禁止について定めている」（逐条解説政治資金規正法第22条の8関係）とされている。
- 3 法においては、「会社、労働組合（中略）、職員団体（中略）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。」と規定されている（法第21条）
- 4 会社、労働組合等の団体のする政治活動に関する寄附については、平成6年の法改正において、政治資金の調達を政党中心とするため、また、政治と金をめぐる国民世論の動向等にかんがみ、政党及び政治資金団体並びに資金管理団体以外の者に対するものは禁止することとされたが、さらに平成11年の法改正により、資金管理団体に対するものも禁止することとされた。（逐条政治資金規正法第21条関係）
- 5 令和6年6月以降、国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化、監督義務違反に対する罰則の強化、政治資金監査の強化、収支報告書等のオンライン提出の義務化・収支報告書等のインターネット利用による公表、政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ、政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止等の法改正が行われた。
- 6 現在、自由民主党が企業・団体献金の透明性向上を目的とした政治資金規正法改正案を単独で国会に提出し、立憲民主党・無所属、日本維新の会、有志の会、参政党が企業・団体献金を禁止する旨の改正案を共同提出するなど、企業・団体献金の存続を前提に透明性を向上させるといった規制を強化する方向、あるいは政治団体を除き献金を禁止する方向など、各党において企業・団体献金の在り方について議論が行われている。

【県の取組状況】

選挙管理委員会において、法の定めに基づき、所管する政治団体の会計責任者から毎年提出される政治資金収支報告書の受理・公表・保存・閲覧等の事務を行うとともに、政治団体の関係者を対象とした政治団体関係者研修会の開催等を通じて、法第21条の規定を含めて、法に基づく寄附の質的制限・量的制限の内容の周知を図っている。